

田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金支給事業の申請前の確認

(別紙の「助成金交付要綱」を必ず一読されその内容をご確認し、申請してください。)

※認定申請の前に役場住民課子育て定住移住支援室に相談ください。助成の対象となるかどうか、必要な添付書類などについて説明します。この相談はあらかじめ電話連絡をいただければ、役場開庁時間以外でも対応しますのでご連絡ください(TEL 0179-23-0678)。

申請に先立つ、申請条件の確認

- 婚姻日(婚姻届の受理された日)が平成26年4月1日以降
- 申請日に、夫婦共に婚姻日以降に継続して1年以上田子町内の同一の住所で住民登録
- (移住夫婦の場合)
夫婦の両方又は一方が婚姻日の1年前から婚姻日以後1年以内に田子町に転入し、夫婦が共に継続して1年以上田子町内の同一の住所で住民登録
- 申請日において、上記3つの条件を満たした日(婚姻日・転入日)から原則として1年以内であること

- 夫婦、子どもを除く同居人が田子町の全ての公租公課を滞納していないこと
- 夫婦が田子町の公租公課の納付情報並びに戸籍関係を調査することに同意できること
- 広報たっこに支給の対象となった夫婦及び子の氏名、居住行政区、婚姻日、及び住民となった日等を掲載することに同意できること
- 夫婦及び同居人全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

【子ども加算】

- 申請の日において、婚姻日以降の子の出生(養育していること)
- 申請の日において、妊娠12週以降の子については、母子健康手帳で確認
- 申請の日において、婚姻日以降に夫婦共の養子縁組によって子ども(15歳以下)を養育することとなった場合において、この子どもが婚姻の日以降に田子町に転入し継続的に夫婦と共に居住している場合

【補足】

- 同一の夫婦が離婚し再度同一の両者で再婚した場合は対象外
- 再婚で一方が田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金の受給経歴がある場合は対象外